

# 目 次

議案第 63 号	燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 頁
議案第 64 号	燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	3 頁
議案第 65 号	燕市職員の給与に関する条例の一部改正について	5 頁
議案第 66 号	平成 29 年度燕市一般会計補正予算（第 8 号）	別冊
議案第 67 号	平成 29 年度燕市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 68 号	平成 29 年度燕市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 69 号	平成 29 年度燕市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 70 号	平成 29 年度燕市水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年燕市条例第45号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月22日 提出

燕市長 鈴木 力

記

燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例

(燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成18年燕市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の155」を「100分の160」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の燕市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第49号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月22日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 燕市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

第2条 燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の155」を「100分の160」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の燕市特別職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、平成29年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の燕市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

燕市職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第52号）の一部を次のように改正するものとする。

平成29年12月22日 提出

燕市長 鈴木 力

記

## 燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(燕市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 燕市職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第52号)の一部を次のように改正する。

第16条の8第2項第1号中「100分の85.0」を「、6月に支給する場合には100分の85.0、12月に支給する場合には100分の95.0」に改め、同項第2号中「100分の40.0」を「、6月に支給する場合には100分の40.0、12月に支給する場合には100分の45.0」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	

22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200

50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	

78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		
94		294,400	342,200				
95		294,800	342,700				
96		295,200	343,100				
97		295,400	343,200				
98		295,700	343,700				
99		296,100	344,100				
100		296,500	344,400				
101		296,700	344,700				
102		297,000	345,100				
103		297,400	345,500				
104		297,700	345,900				
105		297,900	346,400				

106		298,200	346,800				
107		298,600	347,200				
108		298,900	347,600				
109		299,100	348,100				
110		299,500	348,500				
111		299,900	348,800				
112		300,200	349,100				
113		300,300	349,600				
114		300,600					
115		300,900					
116		301,300					
117		301,500					
118		301,700					
119		302,000					
120		302,300					
121		302,700					
122		302,900					
123		303,200					
124		303,500					
125		303,800					
再任用職員	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第20条に規定する職員を除く。

第2条 燕市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第5項中「により職員」の次に「(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第6項を次のように改める。

6 55歳(規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第8条第2項中「前項の扶養親族とは」を「扶養手当の支給については」に、「、主として」を「主として」に、「をいう」を「を扶養親族とする」に改め、同項第1号中「していない」を「しない」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第8条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。

第9条第1項中「、又は」を「又は」に、「いずれかに該当する」を「いずれかに掲げる」に改め、「(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」を削り、同項第1号中「としての」を「たる」に改め、同項第2号中「としての」を「たる」に、「前条第2項第2号又は第4号」を「扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては」を「職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは」に、「すべて」を「全て」に、

「としての」を「たる」に改め、同条第3項中「これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族である子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの」を「次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その」に、「これらの日」を「その日」に、「扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号」を「第1号」に改め、「(扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族である配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族である子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族である子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第16条の8第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の85.0、12月に支給する場合には100分の95.0」を「100分の90.0」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40.0、12月に支給する場合には100分の45.0」を「100分の42.5」に改める。

附 則  
(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の燕市職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第1の規定は平成29年4月1日から、改正後の条例第16条の8第2項の規定は平成29年12月1日から適用する。  
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の燕市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与(燕市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年燕市条例第3号。以下この項において「平成27年改正条例」という。)附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の条例の規定による給与(平成27年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。  
(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)
- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の燕市職員の給与に関する条例第8条第3項及び第9条の規定の適用については、同項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」とあるのは、「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者」という。)については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち1人については9,000円)」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)」と、同項中「(2) 扶養親族たる要

件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)」とあるのは

- 「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
- (3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
- (4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)」

と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定(扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。